

質問第一七二一號

シリアの情勢に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年七月一日

参議院議長 平田健二 殿

山谷えり子

シリアの情勢に関する質問主意書

日本政府は平成二十四年六月二十九日の閣議で、シリア政府が鈴木シリア大使を「ペルソナ・ノン・グラーダ（好ましからざる人物）」と通告したことを受け、大使を帰国させることを決定した。

また、シリアのアサド大統領は平成二十四年六月二十六日、二十三日に発足させたヒジャブ新内閣の閣議に出席し、「我々は真の戦争状態にある」と宣言した。

このような悪化する情勢の下で、現在もゴラン高原に国連兵力引き離し監視団（UNDOF）が展開し、日本政府も部隊を派遣している。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 日本政府がシリア大使を帰国させることを閣議決定し、かつ、現シリア政権が真の戦争状態にあると宣言した状況に鑑み、現在のシリア国内の治安情勢はPKO参加五原則に合致しているか、日本政府の見解を示されたい。

二 シリア南西部ゴラン高原地域は、内戦地域ではないと判断する具体的理由を示されたい。

三 現在、ゴラン高原に派遣されている自衛隊員は、イスラエル側とシリア側双方に何人派遣されている

か。また、どのような支援活動を行つてゐるか示されたい。

右質問する。